



今回のレファレンスコーナーは、“調査・相談カウンター”に寄せられた興味深いレファレンスの中から、郷土に関わる3件を選んで紹介します。

Q 「もっこ」という方言は、どんな意味で、どのように使われたのでしょうか？

県外にお住まいの男性から、「ずっと以前に岩手の知人から聞いた事があるのだけれど、蒙古襲来の故事から来ているものですか。」とお問い合わせをいただきました。

調べてみると、江刺地域では、【もっこ】も一と同義語。もおこ（蒙古）の急呼。又一説にもおじゃ（亡者）の転ともいわれている。恐ろしい者。化者（原文ママ）。子供をたしなめ又はおどす時に用いる語。「えづまでも起きてるともっこ来るから早くねんねするのだよ」と例が挙げられています。【も一】の項では、蒙古。もうこの略。鎌倉時代蒙古の大軍が博多湾に来襲したので国民大衆が恐れおののいて、おそろしい者を「もうこ」と言いだした事から出た語。転じて怪物。などの説明がありました。

遠野地域では、蒙古の略称が「も（もう）」であり、「もア来っから早く家さ入れ。」盛岡地域では「もんこ」とも呼ばれ、(来襲して日本を戦慄させた「蒙古」を語源とする説もある)幽霊。化物。おぼけのまねをして子どもをおどすときなどに言うことが多い。「もんこ来た。もんこ来た。」など、いずれもおどかしのことばとして使われていたようです。

以上の調査結果を依頼者にお知らせすると、「(当時の蒙古襲来が)遠く離れた岩手まで伝わるほどの脅威であり、幼い子にとっては得体が知れないだけにさぞ恐いオバケだったでしょうね。」と述べておられました。

当館には県内全般の方言のほか、県北・県央・県南・沿岸など地域ごとに収集・研究された資料があり、今回は以下の文献から調査を進めました。

●参考文献 ()内は当館請求記号

- 『岩手県のことば』
平山輝男 他 || 編 斎藤孝滋 他 || 著 (K818.22/サ1)
- 『えさしの方言』 菊池常二 || 著 (K810/キ3/1)
- 『むらことば事典』下巻 留場栄 || 著 (K810/ト4/2-2)
- 『盛岡のことば』 佐藤好文 || 編著 (K810/サ5/1)

Q 気仙地区で自動車が走ったのはいつ頃で、誰が所有していたのですか？

来館された男性からの依頼を受け、まずは『盛岡 明治・大正・昭和「事始め百話」』を開き岩手県で自動車が走り始めた時代を調べると、「明治の終りから大正初期にかけて」と分かりました。

気仙地区もその頃ではないかと考え、大正時代に発行された商工人名録などから運送業等自動車を扱う業種を営む名士を探しましたが、なかなか特定までいたる記述はありませんでした。

そこで地域史をまとめた資料を見ていくと、発行は平成13年と新しいものですが『目で見える一関・両磐・気仙の100年』に、「大正八年、一九一七式T型フォード六人乗りが三台で遠野一盛・気仙を一周、大船渡一越喜来間は郵便業務と提携して運行された。ノーパンクのソリットタイヤは乗り心地が悪く、まもなくチューブタイヤに改められたが、悪路のためしばしばパンクした。」との記述がありました。

大船渡市の郷土史家が文責を負っていたので、『大船渡市史』をあたったところ「乗合自動車の導入」の項から、気仙郡内で最初の自動車運行は大正八年一月十日であり、「気仙自動車株式会社」(餅屋自動車部・盛町餅屋旅館主・今野松治郎経営)が、盛一大船渡一高田一世田米一盛間と世田米一遠野間の二路線に免許を得て開始した事がわかり、商業ベースで最初に運行された時期と所有者を知ることができました。

調査は以上でしたが、各市町村史の内容の把握に努めることが今後の素早く的確な回答に繋がると反省した郷土関係のレファレンスでした。

●参考文献 ()内は当館請求記号

- 『盛岡 明治・大正・昭和「事始め百話」』 吉田義昭 || 著 (K211/ヲ1/5)
- 『岩手県商工人名録』 岩手県商工振興会 || 編 (K280.3/イ6/1)
- 『目で見える一関・両磐・気仙の100年』 千葉一郎 || 監修 (K240/ヲゲ)
- 『大船渡市史』第6巻 金野静一 || 監修 (K251.1/ヲ2/6)
- 『写真に見る気仙一明治・大正・昭和初期』 大船渡市立博物館 || 編 (K251/ヲ1/2)



廃藩置県の際、なぜ県名が「岩手県」になったのか、その名前の由来を知りたい。

岩手県内にお住まいの男性から、このような調査依頼が寄せられました。現在、使われている「岩手県」という名前について、歴史的な由来を知るための手がかりとなる資料を紹介して欲しい、とのことでした。

「廃藩置県」を知るために、まず『「明治」を知る本』をひもとくと、そこには「明治4年7月14日、全国の藩が廃され全て政府直轄の府県に置き換えられた制度改革」と記されています。同じ文献で時代を少し遡ってみますと、“版籍奉還”という項目には、「明治2年、全国の藩主が土地（版図）と人民（戸籍）を朝廷に返上したもの」とあり、続けて「形式的には藩主が自ら返上を願い出るものだったが、事実上新政府による制度改革の一端。（中略）各藩主は朝廷により改めて知藩事に任じられ、4年の廃藩置県まで引き続き地方行政を委ねられた」との記載がありました。以上のことから、廃藩置県とは、版籍奉還を踏まえて行われた、明治政府による全国を直接に統治するための行政改革であったことが分かりました。

レファレンスの対象となっている事象の年代や時代背景が特定できたので、それらを参考として、当館で所蔵している地名に関する資料から、『角川 日本地名大辞典3 [岩手県]』を使い、「岩手県」の項目を調査しました。この資料は、地名が辞書形式になっているもので、各都道府県ごとに1冊づつに纏められており、岩手県内をはじめ、全国の地名を調べたいときに、それぞれの地域に合わせて利用することができます。

項の冒頭によれば、「**岩手県** [近代] 明治5年1月8日～現在の県名。巖手県とも書いた。盛岡県が改称して成立。盛岡県と称すると旧藩の因襲から脱け難いとの申請をうけて改称され、県名は県庁が岩手郡盛岡に置かれたことにちなむ」とあります。この記述によって、明治5年に名づけられた「岩手県」の沿革は判明しましたが、廃藩置県は明治4年7月に発布された、と最初に確認を行いましたので、これらの情報を整理してゆくと、「岩手県」は廃藩置県の後、すぐに現在の名称となったのではなく、「盛岡県」という県名を経て、再び改められた県名である、という事実を読み取ることができます。その改称の理由としては、先ほどの資料では「盛岡県と称すると旧藩の因襲から脱け難い」との申請があったと述べられており、特に統治する側が、盛岡藩以外の旧藩から編入された地域との、様々な面での均衡をはかった様子がつまびらかにされています。

『岩手県史 第8巻 [近代篇3]』を使用し、当時の置県について詳細を調べてみますと、そこでは明治4年11月2日付で政府の布告をうけ、「岩手県」を設置するまでに至る、岩手県内における県名の移り変わりが、順を追って説明されていました。その内容によると、明治政府が置県の布告をおこなった際には、前述の通り、現在の「岩手県」の前身となる行政区域は「盛岡県」として広く発表された、と記されています。ですが、それから60日あまりを経た、明治5年1月8日には、太政官によって「其県岩手県ト改称相成候事」と盛岡県へ向けて、すでに改称の通達がなされ「盛岡県」は消滅しています。新しい県名となった「岩手」は、県庁が岩手郡の中心部に所在する盛岡にあることから、郡名にちなんで採用されたとの説もありますが、改称の体裁としては、太政官の布告に先んじて「当盛岡県ノ名、元盛岡藩因襲ノ呼称ニテ（中略）兎角藩治ノ風習脱却仕兼候間、今般新県御改立ノ折柄、旧名ヲ改メ、岩手県ト相唱申度（以下略）」と、盛岡県から申請した形式をとっており、真相は定かではありません。

その他の由来として、『岩手の郡市町村地名の始まり』で「岩手」の語源を調査した結果とともに、依頼者に対して以上の事項を紹介し、レファレンスは終了しました。

●参考文献 * () 内は当館請求記号

『「明治」を知る辞典』 日外アソシエーツ株式会社 編 (R210.6/メイ)

『角川 日本地名大辞典3 [岩手県]』 「角川日本地名大辞典」編纂委員会 編 (KR290.3/カ1/1)

『岩手県史 第8巻 [近代篇3]』 岩手県 著 (K201/イ3/1-8)

『岩手の郡市町村地名の始まり』 小島俊一 著 (K290.189/コシ)

レファレンスの現場では、依頼者の疑問についてより確実な答えを用意できるものもありますが、答えが諸説ある、といったケースにも多く遭遇します。そのような場合、ひとつの主観的な答えに偏ることなく、いかに公平かつ正確な情報を伝え、依頼者との情報の共有を図ることができるかが問われます。

当館では、今回のレファレンスに使用した資料の他にも、岩手県に関わる文献を広く所蔵しております。機会がありましたら、ご利用いただければ幸いです。